Make More Sustainable
サステナブルインフラの「いちご」

2023年6月12日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
いちごオフィスリート投資法人
代表者名　執行役員　千葉　恵介
（コード番号 8975）www.ichigo-office.co.jp
資産運用会社名
いちご投資顧問株式会社
代表者名　代表取締役社長執行役員　岩井　裕志
問合せ先　常務執行役員オフィスリート本部長
加茂　勇次
（電話番号　03-3502-4891）

（開示事項の経過）投資主提案議案一部取下書（2）に対する本投資法人の対応のお知らせ

いちごオフィスリート投資法人（以下、「本投資法人」という。）は、2023年6月9日付「投資主提案議案一部取下書（2）の受領のお知らせ」に記載のとおり、本投資法人の投資主様であるBerkeley Global, LLC（以下、「BG」または「請求人」という。）より、2023年6月23日（金曜日）に開催予定の臨時投資主総会（第14回投資主総会）（以下、「本投資主総会」という。）に付議された投資主提案議案（以下、「BG提案」という。）のうち、第9号議案「規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率の変更）の件」を取り下げる（以下、「本取下げ」という。）旨を通知する書面（以下、「本取下書」という。）を受領しております。

本投資法人は、本日開催の役員会において、本取下げに同意することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本投資法人は、2023年6月8日付「（開示事項の経過）投資主提案議案一部取下書に対する本投資法人の対応のお知らせ」に記載のとおり、BGより、BG提案のうち第10号議案「規約一部変更（譲渡成果報酬の廃止並びに取得報酬及び譲渡報酬の新設）の件」を取り下げる旨を通知する書面も受領しており、当該取下げについても既に同意しています。

記

1. 請求人である投資主様
Berkeley Global, LLC（c/o The Corporation Trust Company, Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A.　Manager 杉原　亨）
請求人は、本投資法人の発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を、6か月以上引き続き有する本投資法人の投資主様です。

2. 本取下書の内容
請求人が提案した議案のうち、以下の議案を取り下げる。ただし、かかる取下げは、本投資法人役員会が、方法の如何を問わず、第1号議案の撤回や内容の変更を行わず、かつ、第1号議案が本投資主総会に上程されることを条件とする。

第9号議案　規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率の変更）の件

3. 本投資法人の対応

本投資法人は、役員会において慎重に検討した結果、BG提案である第9号議案「規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率の変更）の件」の取下げについて、同意することといたしました。

本投資法人は、第9号議案の上程を撤回することについて、本投資主総会において投資主様のご承認をいただくことを予定しており、この承認が得られた場合、第9号議案の上程を撤回いたします（なお、本投資法人は、第1号議案を、その内容を変更せずに本投資主総会に上程することを予定しております。）。

本投資法人は、中長期的な投資主価値の最大化を実現するためには、報酬料率の引き下げによる投資主還元を視野に入れつつ、資産運用会社における運用体制の健全性・資産運用に対するインセンティブの維持を図るバランスのとれた報酬料率の設定が必要不可欠であり、この観点から本投資法人が第1号議案でご提案している内容が適切であると考えております。

そのため、本投資法人は、第1号議案と相反し、かつ、両立しない第9号議案に反対しており、請求人が自ら撤回した以上、同議案を本投資主総会に付議する理由はないため、本取下げに同意することを決定いたしました。

4. 第9号議案の撤回に伴う、第14回投資主総会招集ご通知記載内容の一部修正

第10号議案に加えて、第9号議案が撤回された場合、本投資主総会に上程される議案に関して、①「みなし賛成」の適用の有無、および②両立しない各議案に対する議決権行使の取り扱いにさらなる変更が生じることとなるため、第14回投資主総会招集ご通知の記載内容の一部を追加で修正いたします。

詳細につきましては、本日付で本投資法人ウェブサイトに掲載いたしました、「（第2回修正）第14回投資主総会招集ご通知の一部修正のお知らせ」をご参照ください。

www.ichigo-office.co.jp/ir/news/news_file/file/IchigoOffice_20230612_Second_Amendments_14th_Shareholder_Meeting_Materials_JPN.pdf

以　上